

# タクシー料金を助成します

町内には産科・助産施設がなく、町外の施設での健診の受診や、出産を迎えることとなります。

町では、妊産婦の皆さんが抱える通院等の移動手段の不安、経済的負担を軽減し、健やかな出産と育児を支援するため、今年度より妊産婦タクシー料金の助成を行います。



▶ 問合せ 保健センター  
☎ 72-2500

## ● 対象者

以下のすべての要件に該当する人

- ・妊娠届出時（他の市町村長に当該届出をした後に、町内に転入した人は妊産婦・乳児健康診査受診票交付時）に、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住している妊産婦
- ・同一の妊娠および出産について、この助成を受けていないこと
- ★4月1日以前に母子手帳交付を受けた人には引換の案内を郵送しています

## ● 助成期間

妊娠届出時～出産予定日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日

## ● 助成を受けるまでの流れ

- ①妊娠届出時（町内に転入した人は妊産婦・乳児健康診査受診票交換時）に武豊町妊産婦タクシー料金助成利用券交付申請書を記入
- ②助成券を受け取る  
（1人500円券×20枚）
- ③タクシーを利用 母子健康手帳を携行
- ④降車する際、当該タクシーの運転者に助成券を渡す  
乗車料金の範囲内で助成券の利用が可能  
（例：乗車料金1,900円の場合、500円の助成券3枚を使用し、不足額の400円を本人負担として頂きます）

## ● 注意事項

- ※タクシー券を譲渡し、または他人に使用させることはできません  
（ご家族であっても、妊産婦本人が同乗していなければ使用できません）
- ※町外へ転出したときは助成券を返還してください
- ※タクシー会社は次の2社に限られます。ご利用の場合は、事前に連絡をしてください  
安全タクシー(株)☎ 0569-21-0685、名鉄知多タクシー(株)☎ 0569-37-1112
- ※その他、不明な点がありましたら保健センターまでお問合せください

